

【別紙1】

「多言語音声翻訳システムの利活用実証」に係る 実施要領

1 本事業の背景及び概要

(1) 背景

総務省は、世界の「言葉の壁」をなくし、グローバルで自由な交流を実現するため、「グローバルコミュニケーション計画」を策定し、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という）が開発した多言語音声翻訳システムの高度化を進め、2020年までに広く社会実装するべく取り組んでいるところである。

本件は、その一環として、平成27年度から3か年計画により、社会実装するにあたり必要となる様々な場面で求められるユーザーインターフェイス等を開発し、それを全国の複数地域において様々な場面で使用してもらう利活用実証を実施することにより、あらゆる人にとって使いやすいシステムの実現を目指すものである。

(2) 概要

総務省委託研究開発「グローバルコミュニケーション計画の推進 - 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 - II. 多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証」¹に基づき、様々な利用者の使用及び評価によりシステムの改善を図ることで、誰もが使いやすいサービス、アプリケーション、機器を実現するため、利活用実証を実施するものである。

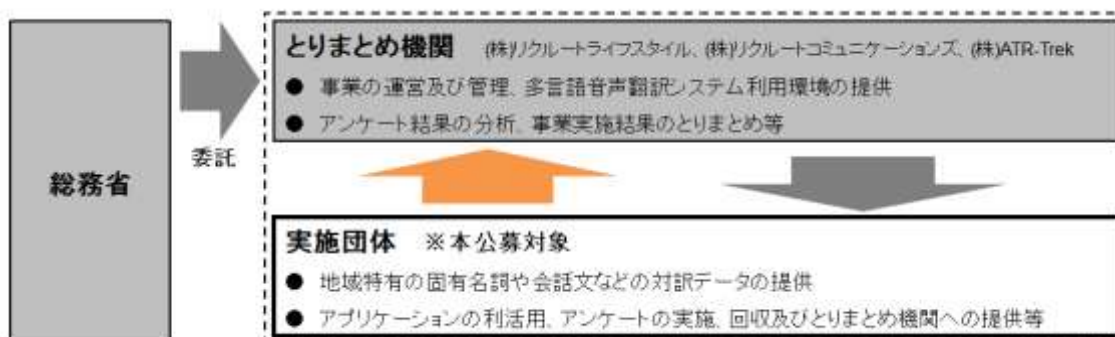
本委託研究は、(株)リクルートライフスタイル、(株)リクルートコミュニケーションズ、(株)ATR-Trekにより構成される団体（以下、「とりまとめ機関」という。）に委託しており、当該団体が、地域における利活用実証のとりまとめを担当する。

具体的には、利活用実証の実施にあたって、とりまとめ機関は、主に利活用実証の運営及び管理、多言語音声翻訳システム利用環境（スマートフォン等に導入する多言語音声翻訳アプリケーション、音声翻訳サーバシステム等）の提供、アンケート結果の分析、事業実施結果のとりまとめ等を担うこととなる。一方、本公募の対象である利活用実証を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、主にその地域特有の固有名詞や会話文などの対訳データの提供、アプリケーションの利活用、アンケートの実施、回収及びとりまとめ機関への提供

¹ 総務省委託研究開発「グローバルコミュニケーション計画の推進 - 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 - II. 多言語音声翻訳の利活用に関する開発・実証」（平成27年5月1日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000126.html

等を担うものである。

公募対象と利活用実証の実施体制



2 公募の概要

(1) 目的

本公募は、国内複数個所において、多言語音声翻訳システムを実装したアプリケーションや機器等を利用して実施する利活用実証の実施団体を公募するものである。

本利活用実証を通じて、本システムに係る技術、課題の抽出、改善への方向性等の情報収集を十分に行い、翻訳精度に優れ、かつ本システムを利用するあらゆる人にとって使いやすいシステムを実現するための研究開発にフィードバックすることを目的としている。

(2) 実施団体の要件

多言語音声翻訳システムの活用を図りながら、外国人を積極的に受け入れることで地域の活力とするなど、外国人対応を地方創生のチャンスと捉える意欲あふれる以下の団体とする。

- 地方公共団体等（特別区、広域連合、一部事務組合を含む）又は地方公共団体等と法人等で構成される、訪日外国人旅行者等の対応に従事することが多い単独又は複数の団体からなる団体。なお、複数の地方公共団体等の区域にまたがる関係者においてグループを構成してもよい。

(3) 実施団体が実施する事項

利活用実証の実施にあたり、今回公募する実施団体が担当する事項は以下のとおりである。

<実施準備>

- ①実施団体は、利活用実証に使用する地域固有の地名、特産品、観光に係る

単語等を抽出し、可能な限りその対訳（英語、中国語、韓国語他）と共に、とりまとめ機関が別途指定する方法、期限に沿って提供する。なお、対訳の準備については、とりまとめ機関と十分に調整を図るものとする。

②地域特性に合わせて実施マニュアル（翻訳アプリ等利用場所、目標利用数、アンケートの内容、実施期間、目標回答数等）をとりまとめ機関と共に作成し、それに沿って利活用実証の実施体制を整える。

③利活用実証の実施に必要なとなる端末機器（スマートフォン、タブレット等）は、実施団体自らが準備する。必要と想定される機能要件及び技術要件は、別紙3のとおりである。

使用する多言語音声翻訳アプリケーションの仕様は、とりまとめ機関と協議の上、決定する。なお、アプリケーションの準備及び端末機器にインストールして利用できる状態にする作業は、とりまとめ機関が行う。

<実施中及び実施後>

①実施マニュアルに沿って、外国人観光客等への対応、アンケートの配布及び記入支援等、アンケートを実施する。

②利活用実証によって得られたアンケートを回収し、とりまとめ機関に提出する。

（4）留意事項

本利活用実証の運営等に必要となる経費は、原則として実施団体自らの負担となる。例えば以下の事項に対して特段の予算的支援はない。

- ・ 端末機器（スマートフォン、タブレット等）
- ・ 無線 LAN
- ・ 自治体施設等のネットワーク構築
- ・ 移動通信用設備
- ・ テレビ、ラジオ放送設備
- ・ テレワークセンター
- ・ 地元ベンチャー企業支援 等

なお、被験者から取得する利用履歴（ただし個人情報を除く）やアンケート、さらにはこれらの情報をもとに実施されるアクセス分析結果及び音声翻訳用多言語対訳データ等、利活用実証により新たに生成されるデータについては、NICT及び総務省の指定する機関において、研究または非営利の目的に無償で使用することを許可すること。

3 提案手続

（1）応募資格

実施団体は以下の全ての要件を満足していること。

- ①当該利活用実証を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ②当該利活用実証を円滑に執行するために必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③総務省の依頼の下、必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ④利活用実証による成果の普及展開に向けた積極的な貢献と共に、外国人対応を地方創生に生かすことへの十分な遂行能力を有していること。
- ⑤当該利活用実証の全部又は一部を複数の法人等が共同して実施する場合、各機関の役割と責任が明確であること。また、実施団体における利活用実証の方針や体制のとりまとめを行う代表機関及びその責任者が定められていること。
- ⑥以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - a) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - b) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(2) 提案書様式

実施団体は公募に当たり、提案書作成要領（別紙2）に定める様式1及び様式2に従い作成し、提出するものとする。その際、以下のような内容が分かるように留意すること。

- ①提案書作成に当たっては、(1)の要件を十分に満たすことが判断できる事実や体制等が備わっていることが確認できるよう記載すること。
- ②多言語音声翻訳技術の利用者の年齢、性別、職業、使用状況等について、なるべく多様性が確保できるようにすること。
- ③多言語音声翻訳技術の使用目的として、産業の活性化等、地方創生に資する目的であることが望ましく、実施団体の採択評価会で有識者がその観点を含めて審査されることに十分留意すること。

(3) 補足資料

上記(2)のほかに、提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）で添付することができる。

(4) 提出期間

提案書提出を希望する団体等は、平成27年10月16日（金）17時（必着）までに提案書を提出すること。なお、提案書は原則郵送による提出とし、持ち込みによる提出を希望する場合は、事前に下記に記載する事務局に連絡の上、提出方法についてその指示に従うものとする。

(5) 提出部数等

提案書類（提案書及び必要に応じて補足資料）は10部提出すること。提出に当たっては、CD又はDVD等の電子媒体（一式）も併せて提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

4 実施団体の選定及び採択

(1) 選定方法

実施団体の選定については、外部有識者による評価を行い、その結果を参考にして総務省が全国5か所程度を採択する。なお、評価に際しては、提案者へのヒアリング等を実施する場合がある。

(2) 選定基準

選定に当たっては、次に挙げる「基本評価要素」及び「全体調整要素」の2要素を基準として、総合的に行う。

なお、自律的・継続的实施が見込まれない提案や、事業の効果に照らして費用・設備等を過大に設定している提案については、原則として採択しないものとする。

<基本評価要素>

①翻訳精度の向上及び実用化への貢献度

利活用実証の実施に当たり、十分な数の外国人の利用及び十分な翻訳語彙の収集が見込まれ、翻訳精度の向上や使いやすさにおける課題の抽出等、多言語音声翻訳システムの高度化につながる具体性のある提案がなされているか。

②実証計画の具体性

成果目標の設定やそれを実行するための実施体制等の実現性、地域資源及び特性を活用する独自性等、具体性のある提案がなされているか。

③多言語音声翻訳システム普及への貢献度

本システムが地域の課題解決や活性化に資するべく計画に組み込まれているか。また期間終了後においても、多言語音声翻訳への取組みの継続についての具体的な展望を有しているか。

<全体調整要素>

①実施地域の多様性

利活用実証の実施地域が地理的条件、地域性等の点で多様化されるよう総合的に配慮する。

②利活用シーンの多様性

利活用実証の実施により活性化する地域の観光ジャンルや利活用シーンが多様化されるよう総合的に配慮する（例：歴史的名所・旧跡、自然・景観、美術館・博物館、レジャー・スポーツ・文化体験、救急等）。

(3) 追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼する場合がある。

(4) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、実施団体候補を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採択された提案内容については、必要に応じて利活用実証の実施前までに総務省、とりまとめ機関及び実施団体の間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 多言語音声翻訳システムの継続的な利用

利活用実証事業は、最大 3 年であるが、その間、実施団体の公募は毎年度実施する予定である。なお、実施期間終了後も引き続き継続的に利用し、観光産業の活性化等を通じた地方創生に資することを強く期待する。

6 スケジュール

今回の公募の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成 27 年 9 月 14 日	総務省にて実施団体の公募開始。
平成 27 年 10 月 16 日	実施団体の公募終了。
平成 27 年 10 月下旬	外部評価を踏まえて採択候補先を選定。
平成 27 年 11 月頃	採択・不採択通知の送付。
～ 平成 28 年 12 月上旬	総務省ウェブページにて公募結果の掲載。 利活用実証に向けた実施準備
平成 27 年 12 月頃	実施団体にて実証を開始。
～ 平成 28 年 2 月頃	アンケート結果を報告。
事業年度内	とりまとめ機関にて成果報告を総務省に提出。

7 その他

本利活用実証の実施については、本実施要領に定めるところによるが、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)等で公開する。

8 提案書等の提出先及び問合せ先

提案書等は、総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 研究推進室へ提出することとする。(提案書の記載又は提出方法等に関する問い合わせやご相談等についても同様。)

【提案書等の提出先（提出方法等に関する問合せ先）】

総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 研究推進室
(担当：中川課長補佐 宮澤専門職)
住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話：03-5253-5730
FAX：03-5253-5732
E-mail：gcp.mic_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。
送信の際には、「@」に変更してください。